

令和7年7月羽島市教育委員会定例会

議第44号 令和8年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について 審議議事録

○日 時 令和7年7月23日（水曜日）

○場 所 羽島市役所3階302会議室

○出席教育委員	教 育 長	森	嘉 長
	教育委員	今 枝	甫
	教育委員	春 日	民 奈
	教育委員	今井田	裕 子
	教育委員	吉 川	功

△日程第7 議第44号 令和8年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について

◎教育長 次に、日程第7 議第44号「令和8年度使用小・中学校用教科用図書の岐阜地区採択について」を議題といたします。事務局から説明願います。

◎学校教育課長 羽島市をはじめ、岐阜市を除く岐阜地区の各市町は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項に基づき、岐阜地区採択協議会を設置しています。岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第3条にもありますように、この協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究・協議を行うことを目的としています。本年度は5月26日に第1回協議会で書面決議にて実施された後、6月30日に第2回協議会が実施され、協議の上、岐阜地区として教科用図書の選定がなされました。教科用図書の採択については、市教育委員会の責任と権限において議決を経て行いますが、同法第13条5項により、この岐阜地区採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことが定められていますので、本日も、この選定結果と同一の案となっています。特別な事情がない限り、令和7年度と同様の教科用図書を採択する必要があります。本年度使用している全ての発行者について、倒産等特別な事情はありませんので、ご承認の程よろしく願います。

◎教育長 法令には、特別な事情がない限り同じものを採択するという規定がありますが、岐阜地区もその規定を踏まえ協議し、同じものを採択したということになります。質問のある委員は、ご発言をお願いします。

◎**教育委員** 小学校は令和6年、中学校は令和7年に採択替えがあり発行者が変わった教科用図書がありますが使用している先生の反応はどのような感じですか。

◎**学校教育課長** 発行者が変わって児童生徒の学びにつながる工夫やデジタル教材により指導方法の手段が増えたことによって指導しやすいといった声があり、指導している先生からは、発行者が変わったことで使用しづらいという意見は聞いておりません。

◎**教育委員** 使用している学校の先生が使いやすい、指導しやすい教科用図書を選定するのが一番よいことだと感じます。

◎**学校教育課長** ご意見ありがとうございます。

◎**教育委員** 日本の教育として、日本の歴史を知っておくことは重要だと感じています。現代は、明治維新後の近代史についてどれほど学んでいますか。

◎**学校教育課長** 明治維新後の近代史についても学習内容が網羅されています。教科用図書を見ていただくと、どの時代も同じように学習できるようになっています。また、社会科の教科用図書にはミッションがあり、何を学ぶべきか、何を明らかにしていくかが明確になっているため、学習の出口が分かりやすくなっています。使用している先生からも使いにくいというご指摘はありません。

◎**教育委員** これから生きていく子どもたちにとって、一人一人が考える教育をしていってほしいと思っています。戦争一つについても、考え方が多様にあります。教科用図書を教えるのではなく、教科用図書で教える教育をしていただきたいと考えます。

◎**学校教育課長** 教科用図書をご覧になっていただくと、明治維新以降の内容も多く扱われています。また、学校の先生からは、生徒一人一人に考えさせる構成になっており、指導しやすいとの意見があります。

◎**教育委員** 道徳についてですが、光村図書の教科用図書を使用して、年間35時間指導しているのでしょうか。

◎**学校教育課長** 採択されている教科用図書を使用して35時間指導しています。

◎**教育委員** 小学校6年生の道徳の教科用図書には、世界人権宣言についても扱われており、とてもよいと感じます。

◎**教育委員** 外国語に関して、小学校と中学校と発行者に違いがありますが、子どもたちに戸惑いはありませんか。

◎**学校教育課長** 小学校と中学校の外国語教育の目的に違いがあり、それぞれの目的に適した教科用図書が採択されております。小学校の外国語教育では、英語に親しみながら楽しく学習できる開隆堂を、中学校ではコミュニケーション能力を高め、社会で活用できる能力を高めるために東京書籍を採択することで、段階的に外国語を学び、コミュニケーションがとれるように指導しています。

◎**教育長** それでは、議第44号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声あり。)

◎**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決することといたします。